

○ 株券等の保管及び振替に関する法律施行令（平成十二年政令第二百六十七号）

改正案

現行

（最低資本の額）

第一条 株券等の保管及び振替に関する法律（以下「法」という。）
 第三条の三第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

（最低資本の額）

第一条 株券等の保管及び振替に関する法律（以下「法」という。）
 第三条の三第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

（新株引受権証書等について準用する法の規定の読替え）

第二条 法第三十九条の規定において新株引受権証書、新株予約権証
 券及び新株予約権付社債券並びに新株予約権又は新株の引受権の行
 使により預託することとなるべき株券について法の規定を準用する
 場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす
 る。

（新設）

読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第三 項	前二項	第一項
第三十一条第三 項	前二項	前項

第三十一条第四項	第一項又は第二項	第二項
第三十一条第五項	第一項又は第二項	第二項
第三十二条第四項	第十九条又は前条第二項	前条第二項
	旨又は第一項の株式の数の減少	旨

(投資証券について準用する法の規定の読替え)

第三条 法第三十九条の二の規定において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号。以下この条において「投資信託法」という。）に規定する投資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(新設)

	第三十一条第五項	第三十一条第四項	第三十一条第三項	第三十一条第一項第一号	第三十条第二項	第二十八条第三項
商法第二百二十四条ノ	第一項又は第二項	第一項又は第二項	前二項	商法第二百二十四条ノ 三第一項	商法第二百六十三條第 三項	前二項
投資信託法第八十二	第一項	第一項	第一項	投資信託法第八十二 条第三項において準 用する商法第二百二 十四条ノ三第一項	投資信託法第九十九 条第一項において準 用する商法第二百六 十三条第三項	第一項

第三十二条第四項		三第一項
第十九条又は前条第二項		条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項
第十九条		

(協同組織金融機関が発行する優先出資証券等について準用する法の規定の読替え)

第四条 法第三十九条の五第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下この条において「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第三項	前二項	第一項
第二十九条第二項	商法第二百二十六条ノ	優先出資法第三十条

(新設)

項	第三十条第二項	第三十一条第一項第一号	第三十一条第一項第三号
二第一項	商法第二百六十三条第三項	商法第二百二十四条ノ三第一項	経過したとき（当該会社 が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業 年度中の一定の日を定 めている場合にあつて は、営業年度ごとに、 その日が到来したとき （第一号に該当すると
において準用する商 法第二百二十六条ノ 二第一項	優先出資法第二十五条 において準用する 商法第二百六十三条 第三項	優先出資法第二十五条 において準用する 商法第二百二十四条 ノ三第一項	経過したとき

2

法第三十九条の五第二項の規定において優先出資法に規定する優先出資引受権証書及び同法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十一条第五項	商法第二百二十四条ノ三第一項	優先出資法第二十五条において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項	きを除く。)。
----------	----------------	----------------------------------	---------

第三十一条第四項	第一項又は第二項	第二項	読み替える法の規定
第二十八条第三項	前二項	第一項	読み替えられる字句
第三十一条第三項	前二項	前項	読み替える字句

るものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項において「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。）について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第三項	前二項	第一項
第二十九条第二項	商法第二百二十六条ノ二第一項	資産流動化法第四十九條第一項又は旧資産流動化法第四十九條第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項
第三十一条第一項第一号及び第五項	商法第二百二十四条ノ三第一項	資産流動化法第四十四條第三項又は旧資産流動化法第四十四條第三項において準

2

法第三十九条の七第二項の規定において資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに同法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十一条第五項	第三十一条第四項	第三十一条第三項	第二十八条第三項	読み替える法の規定
第一項又は第二項	第一項又は第二項	前二項	前二項	読み替えられる字句
第二項	第二項	前項	第一項	読み替える字句

用する商法第二百二十四条ノ三第一項

項 第三十二条第四		項 第十九条又は前条第二	旨又は第一項の株式の数の減少 商法第二百二十四条ノ三第一項	前条第二項	旨 資産流動化法第四十条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項
--------------	--	-----------------	----------------------------------	-------	--

(株券等をもつて償還される有価証券について準用する法の規定の読替え)

第六条 法第三十九条の九の規定において法第二条第一項第五号に掲げる有価証券について法の規定を準用する場合には、法第二十八号第三項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

(新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券について準用する法の規定の読替え)

第七条 法第三十九条の十の規定において法第二条第一項第六号に掲

(新設)

(新設)

げる有価証券について法の規定を準用する場合においては、法第二十八條第三項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第八條 法第四十一條の二に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

四 法第三十九條の十二第一項の規定による第一号の指定及び前号の指定の取消しに係る通知

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二條 法第四十一條の二に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

四 法第三十九條の三第一項の規定による第一号の指定及び前号の指定の取消しに係る通知

○ 全国を地区とする信用金庫連合会の債券の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）

改正案	現行
<p>（債券の申込証の記載事項）</p> <p>第二条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の七第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>（削る）</p> <p>第二条の二 債券発行の最低価額を定めたときは、応募者は、債券の申込証に応募価額を記載しなければならない。</p> <p>2 社債等振替法の規定の適用がある債券の応募者は、自己のために開設された当該債券の振替を行うための口座（以下この項及び第六条の二において「振替口座」という。）を債券の申込証に記載し、又は法第五十四条の七第三項に規定する契約を締結する際に振替口座を全国連合会に示さなければならない。</p> <p>（売出しの場合の公告事項）</p>	<p>（債券の申込証の記載事項）</p> <p>第二条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の七第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 債券発行の最低価額を定めたときは、応募者は、債券の申込証に応募価額を記載しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（売出しの場合の公告事項）</p>

第五条 法第五十四条の八に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第二条第一号から第六号まで及び第九号から第十二号までに掲げる事項

四 (略)

(売出しの場合の振替口座の明示)

第六条の二 社債等振替法の規定の適用がある債券の売出しに応じようとする者は、その取得の際に、振替口座を全国連合会に示さなければならぬ。

(債券の記載事項)

第八条 法第五十四条の九に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第二条第一号から第六号までに掲げる事項

2 売出しの方法により発行する債券には、第二条第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

(債券の原簿の記載事項)

第九条 法第五十四条の十第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第五条 法第五十四条の八に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第二項第一号から第六号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項

四 (略)

(新設)

(債券の記載事項)

第八条 法第五十四条の九に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第二項第一号から第六号までに掲げる事項

2 売出しの方法により発行する債券には、第二項第一号第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

(債券の原簿の記載事項)

第九条 法第五十四条の十第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

<p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条第二号から第七号まで及び第十二号に掲げる事項</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(通知又は催告)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 無記名式債券又は社債等振替法の規定の適用がある債券の所有者に対してする通知又は催告は、公告の方法によることができる。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 第一条第一項第二号から第七号までに掲げる事項</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(通知又は催告)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 無記名式債券の所有者に対してする通知又は催告は、公告の方法によることができる。</p>
--	--

○ 放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）

改正案	現行
<p>（放送債券に対する商法等の準用）</p> <p>第三条 放送債券に関しては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百六十三条第一項及び第二項、第二百九十七条から第三百三条まで並びに第三百六条から第三百四十一条まで、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ十五から第三百三十五条ノ二十一まで及び第三百三十五条ノ二十三並びに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条、第八十五条及び第八十六条の規定を準用する。この場合において、商法第三百一条第一項、第三百六条第二項及び第三百三十九条第三項中「署名」とあるのは、「署名又ハ記名押印」と読み替えるものとする。</p>	<p>（放送債券に対する商法等の準用）</p> <p>第三条 放送債券に関しては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百六十三条第一項及び第二項、第二百九十七条から第三百三条まで並びに第三百六条から第三百四十一条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ十五から第三百三十五条ノ二十一まで及び第三百三十五条ノ二十三の規定を準用する。この場合において、商法第三百一条第一項、第三百六条第二項及び第三百三十九条第二項中「署名」とあるのは、「署名又ハ記名押印」と読み替えるものとする。</p>

○ 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）

改正案	現行
<p>（保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用がある貸付信託法に規定する貸付信託の受益権</p>	<p>（保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 日本育英会法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）

改正案	現行
<p>（日本育英会債券申込証） 第十五条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本育英会債券の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本育英会債券の振替を行うための口座（次条第二項において「振替口座」という。）を日本育英会債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 日本育英会債券申込証は、育英会が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨</p> <p>十〇十二（略）</p> <p>（日本育英会債券の引受け） 第十六条（略）</p> <p>2 前項の場合において、社債等振替法の規定の適用がある日本育英会債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は当該募集の委託</p>	<p>（日本育英会債券申込証） 第十五条（略） （新設）</p> <p>2 日本育英会債券申込証は、育英会が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 無記名式である旨 （新設）</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>（日本育英会債券の引受け） 第十六条（略） （新設）</p>

を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を育英会に示さなければならぬ。

(債券の発行)

第十九条 育英会は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本育英会債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は日本育英会債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、日本育英会債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十五条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、育英会の会長がこれに記名押印しなければならない。

(日本育英会債券原簿)

第二十条 (略)

2 日本育英会債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十五条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 (略)

(債券の発行)

第十九条 育英会は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本育英会債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、日本育英会債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十五条第二項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、育英会の会長がこれに記名押印しなければならない。

(日本育英会債券原簿)

第二十条 (略)

2 日本育英会債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十五条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

<p>(日本育英会債券の発行の認可)</p> <p>第二十二条 育英会は、法第三十二條第一項の規定により日本育英会債券の発行の認可を受けようとするときは、日本育英会債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十五条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(日本育英会債券の発行の認可)</p> <p>第二十二条 育英会は、法第三十二條第一項の規定により日本育英会債券の発行の認可を受けようとするときは、日本育英会債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十五条第二項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。</p> <p>一 投資顧問業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条及び第十條において同じ。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいず</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。</p> <p>一 投資顧問業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいず</p>

れかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有価証券にあっては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の名義をもつて保有していること。

(1) (略)

(2) 当該者が法人（法人でない社団又は財団を含む。次号イの(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）である場合におけるその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。次号イの(2)及び第十条第三号イの(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）及び主要株主（法人の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条及び第十条において同じ。）

(3) (略)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員並

れかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の名義をもつて所有している当該投資顧問業者の株式の数又は出資の金額の合計が、当該投資顧問業者の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該者が法人（法人でない社団又は財団を含む。次号イの(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）である場合におけるその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。次号イの(2)及び第十条第三号イの(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）及び主要株主（法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条及び第十条において同じ。）

(3) (略)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員並

びに当該主要株主の関係親法人（法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号及び第十条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6) (5)に掲げる法人の関係子法人（法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号及び第十条において同じ。）及びその役員

(7) (略)

ロ (略)

四 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百

びに当該主要株主の関係親法人（法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号及び第十条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6) (5)に掲げる法人の関係子法人（法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号及び第十条において同じ。）及びその役員

(7) (略)

ロ (略)

四 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式の数又は出資の金額の合計が、当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の発行済株式の総数又は

分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6)・(7) (略)

ロ (略)

五 (略)

(投資顧問業者の利害関係人の範囲)

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該投資顧問業者の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)～(4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6)・(7) (略)

出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6)・(7) (略)

ロ (略)

五 (略)

(投資顧問業者の利害関係人の範囲)

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該投資顧問業者の株式の数又は出資の金額の合計が、当該投資顧問業者の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1)～(4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6)・(7) (略)

ロ (略)

三 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6)・(7) (略)

ロ (略)

四 (略)

(証券業を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等)

第十二条 法第二十三条第四項及び法第三十一条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五条)第百五十六条の二第十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社による投資顧問業者の顧客への金銭又は有価証券の貸付け

ロ (略)

三 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式の数又は出資の金額の合計が、当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) (4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

(6)・(7) (略)

ロ (略)

四 (略)

(証券業を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等)

第十二条 法第二十三条第四項及び法第三十一条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社による投資顧問業者の顧客への金銭又は有価証券の貸付け

二 (略)

2 法第二十三条第四項及び法第三十一条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 投資顧問業者が、証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る貸付けとして顧客に対して金銭又は有価証券を貸し付ける行為

二 (略)

二 (略)

2 法第二十三条第四項及び法第三十一条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 投資顧問業者が、証券取引法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に係る貸付けとして顧客に対して金銭又は有価証券を貸し付ける行為

二 (略)

○ 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）

改正案	現行
<p>（発行保証金に係る権利の実行の手続） 第十一条（略） 2～7（略） 8 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>（発行保証金に係る権利の実行の手続） 第十一条（略） 2～7（略） 8 金融庁長官は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成八年政令第三百三十六号）

改正案	現行
<p>（顧客債権から除かれるもの）</p> <p>第二条の二 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権</p> <p>四 前三号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する債権</p>	<p>（顧客債権から除かれるもの）</p> <p>第二条の二 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 前二号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する債権</p>

○ 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）

改正案	現行
<p>(私学振興債券申込証) 第五条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある私学振興債券の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該私学振興債券の振替を行うための口座（次条第二項において「振替口座」という。）を私学振興債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 私学振興債券申込証は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨</p> <p>十〜十二 (略)</p> <p>(私学振興債券の引受け) 第六条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、社債等振替法の規定の適用がある私学振興</p>	<p>(私学振興債券申込証) 第五条 (略) (新設)</p> <p>2 私学振興債券申込証は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 無記名式である旨 (新設)</p> <p>九〜十一 (略)</p> <p>(私学振興債券の引受け) 第六条 (略) (新設)</p>

債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は当該募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を事業団に示さなければならぬ。

(債券の発行)

第九条 事業団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、私学振興債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は私学振興債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、私学振興債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第五条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(私学振興債券原簿)

第十条 (略)

2 私学振興債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第五条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 (略)

(債券の発行)

第九条 事業団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、私学振興債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、私学振興債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第五条第二項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(私学振興債券原簿)

第十条 (略)

2 私学振興債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第五条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

<p>(私学振興債券の発行の認可)</p> <p>第十二条 事業団は、法第三十三条第一項の規定により私学振興債券の発行の認可を受けようとするときは、私学振興債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(私学振興債券の発行の認可)</p> <p>第十二条 事業団は、法第三十三条第一項の規定により私学振興債券の発行の認可を受けようとするときは、私学振興債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条第二項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

○ 預金保険機構債券令（平成十年政令第二十八号）

改正案	現行
<p>(預金保険機構債券申込証) 第四条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある預金保険機構債券の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該預金保険機構債券の振替を行うための口座（次条第二項において「振替口座」という。）を預金保険機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 預金保険機構債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨</p> <p>十〇十二 (略)</p> <p>(引受け) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、社債等振替法の規定の適用がある預金保険機構債券を引き受ける地方公共団体又は当該募集の委託を受けた会</p>	<p>(預金保険機構債券申込証) 第四条 (略) (新設)</p> <p>2 預金保険機構債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 無記名式である旨 (新設)</p> <p>九〇十一 (略)</p> <p>(引受け) 第五条 (略) (新設)</p>

社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(債券の発行)

第八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、預金保険機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は預金保険機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、預金保険機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(預金保険機構債券原簿)

第九条 (略)

2 預金保険機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四・五 (略)

(債券の発行)

第八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、預金保険機構債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、預金保険機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第四条第二項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(預金保険機構債券原簿)

第九条 (略)

2 預金保険機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第四条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

四・五 (略)

(発行の認可)

第十一条 機構は、預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項、同法附則第二十条第一項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十五条第一項又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十六条第一項の規定により預金保険機構債券の発行の認可を受けようとするときは、預金保険機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を監督庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 第四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三〇五 (略)

2 (略)

(発行の認可)

第十一条 機構は、預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項、同法附則第二十条第一項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十五条第一項又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十六条第一項の規定により預金保険機構債券の発行の認可を受けようとするときは、預金保険機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を監督庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 第四条第二項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

三〇五 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからクまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二十七～三十（略）</p> <p>三十一 有価証券債務引受業を営む者の監督に関すること。</p> <p>三十二・三十三（略）</p> <p>三十四 金融先物債務引受業を営む者の監督に関すること。</p> <p>三十五～四十四（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十三号に掲げる事務については検査局、監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十一号、第三十四号及び第三十九号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第三十二号、第三十三号及び第三十五号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからノまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二十七～三十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十一・三十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十三～四十二（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十三号に掲げる事務については検査局、監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十一号から第三十三号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十七号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。</p>

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 証券取引法第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の第二項、第七十九条の十四、第五百五十四条、第五百五十六条の十五並びに第五百五十六条の三十四、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条第一項、第五十五条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六条第一項及び第四十六条第一項、金融先物取引法第五十二条第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項及び第九十条の十七第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第九条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三 次に掲げる者の検査に関すること。

イヨ (略)

タ 振替機関(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関をいう。)

レナ (略)

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 証券取引法第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の第二項、第七十九条の十四、第五百五十四条並びに第五百五十六条の十三、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条第一項、第五十五条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六条第一項及び第四十六条第一項、金融先物取引法第五十二条第一項、第七十七条第一項及び第九十条第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第九条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三 次に掲げる者の検査に関すること。

イヨ (略)

タ 振替機関(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第三項に規定する振替機関をいう。)

レナ (略)

(参事官及び特定金融情報管理官)

第六条 (略)

2 (略)

3 特定金融情報管理官は、命を受けて、第二条第一項第四十二号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 有価証券債務引受業を営む者の監督に関すること。

八・九 (略)

十 金融先物債務引受業を営む者の監督に関すること。

十一〇二十二 (略)

2 前項の場合において、同項第七号、第十号及び第二十二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第八号、第九号及び第十一号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(参事官及び特定金融情報管理官)

第六条 (略)

2 (略)

3 特定金融情報管理官は、命を受けて、第二条第一項第四十号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

(新設)

七・八 (略)

(新設)

九〇二十 (略)

2 前項の場合において、同項第七号から第九号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

○ 雇用・能力開発機構法施行令（平成十一年政令第二百七十四号）

改正案	現行
<p>（雇用・能力開発債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある雇用・能力開発債券の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該雇用・能力開発債券の振替を行うための口座（次条第二項において「振替口座」という。）を雇用・能力開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 雇用・能力開発債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨</p> <p>十〇十二（略）</p> <p>（雇用・能力開発債券の引受け） 第九条（略）</p> <p>2 前項の場合において、社債等振替法の規定の適用がある雇用・能力開発債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は当該募集の</p>	<p>（雇用・能力開発債券申込証） 第八条（略） （新設）</p> <p>2 雇用・能力開発債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 無記名式である旨 （新設）</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>（雇用・能力開発債券の引受け） 第九条（略） （新設）</p>

委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならぬ。

(債券の発行)

第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、雇用・能力開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は雇用・能力開発債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、雇用・能力開発債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第八条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(雇用・能力開発債券原簿)

第十三条 (略)

2 雇用・能力開発債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四・五 (略)

(債券の発行)

第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、雇用・能力開発債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、雇用・能力開発債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第八条第二項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(雇用・能力開発債券原簿)

第十三条 (略)

2 雇用・能力開発債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第八条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

四・五 (略)

<p>(雇用・能力開発債券の発行の認可)</p> <p>第十五条 機構は、法第二十七条第一項の規定により雇用・能力開発債券の発行の認可を受けようとするときは、雇用・能力開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(雇用・能力開発債券の発行の認可)</p> <p>第十五条 機構は、法第二十七条第一項の規定により雇用・能力開発債券の発行の認可を受けようとするときは、雇用・能力開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第二項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---